

【講演会】 - 2013年「発達障害啓発週間」(4月2日～8日) 参加企画 -

障害者の非行・触法行為の手続きと支援

【ご案内】

障害のある人に非行や触法行為があった場合、障害の特性を適切に把握して司法手続きが行われ、本人の更生・社会復帰が進むこと、家族にも適切な支援が行われることが私たちの願いです。

障害のある人が少年院、刑務所などの矯正施設を退所する際に福祉サービスにつなげるという新たな手続きが導入され、その任に当たる「地域生活定着支援センター」が、宮城県では全国で11番目に2010年に開設されていますが、まだ歴史が浅く、よく知られていません。

犯罪加害者の家族は不当な攻撃や偏見にさらされることがあります。発達障害のある人が触法行為を犯した場合は、とくに家族の障害特性理解と支援が重要です。

この講演会は、非行や触法行為があった場合、どのような手続きをたどるのか、本人と家族はどこに相談したらよいか、どんな支援をどこで受けることができるか、関係する情報を普及し学ぶために企画いたしました。

昨年7月30日、発達障害のある人の刑事事件に関する大阪地裁判決が大問題になりました。司法の手続きに福祉の考え方と支援をもちこむことは、青年期・成人期の障害のある人の支援に関わる新しい問題です。発達障害に限らず、障害のある人・保護者・支援者、教育・矯正・司法・福祉・行政に関わる方々にご参加いただき、今後の課題をごいっしょに考えていただければ幸いです。

日時＝4月6日(土) 13時30分開会(閉会は16時ころを予定)

会場＝仙台弁護士会館 (入場は無料です)

<講演>

◎草場裕之さん(弁護士、前仙台弁護士会刑事事件委員会委員長)

障害と司法について、7・30大阪地裁判決の問題点

◎高橋恵里香さん(宮城県地域生活定着支援センター)

矯正施設から福祉施設への受け入れ調整などを支援する

「地域生活定着支援センター」の業務内容について

◎阿部恭子さん(特定非営利法人 ワールドオープンハート代表)

犯罪者の家族の支援はなぜ必要か、どんな活動をしているか

主催＝発達支援ひろがりネット(宮城県の9団体で構成)

後援＝宮城県教育委員会、仙台市教育委員会、河北新報社、

NHK仙台放送局、日本発達障害ネットワーク(予定)

問い合わせは Email=hirogare@hotmail.co.jp まで)

※国連が毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と定めています。

日本では4月2日～8日を「発達障害啓発週間」としています。

【昨年七月三十日の大阪地裁判決】 発達障害の特性があまり理解されないまま裁判員裁判が行われた。出所後の受け皿がないことを理由に、求刑の十六年を上回る二十年の懲役刑を言い渡したことが、人権に反すると批判された。日本発達障害ネットワーク、日弁連、仙台弁護士会などが声明を発表した。